

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 四五
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件 四五
- 道路の区域を変更する件 四五
- 福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件 四五
- 一般競争入札を行う件 四六
- 福島県監査委員 四六
- 地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件 四六

告 示

福島県告示第六百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成三十年八月七日から同年十二月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキいわき鹿島店 福島県いわき市鹿島町船戸字京塚三番地一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社デンコード
代表者の氏名 代表取締役 岡田 義則
住所 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地
大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社デンコード
代表者の氏名 代表取締役 岡田 義則
住所 宮城県名取市上余田字千刈田三〇八番地
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十一年三月二十四日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千七百五十五平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 二百二十一台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 三十四台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 百二十七平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 二十五立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 開店時刻 午前九時
(二) 閉店時刻 午後九時三十分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 六か所
(一) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時
 - 七 届出年月日
平成三十年七月二十三日
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第六百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年八月七日から同年十二月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルトSC草野店 福島県いわき市平下神谷字仲田一二〇番ほか
- 二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 三千五十八平方メートル
(変更後) 四千二百四十五平方メートル
- 2 駐輪場の位置
(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり
- 3 荷さばき施設的位置
(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり
- 4 廃棄物等の保管施設的位置
(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり
- 5 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前八時四十五分から午前零時十五分
(変更後) 午後八時三十分から午前零時十五分
- 6 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 数 三か所
(変更後) 位置 別紙図面のとおり
数 四か所
- 7 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前六時三十分から午後八時三十分
(変更後) 午後六時から午後八時三十分

- 三 変更しようとする年月日
平成三十一年二月二十五日
- 四 届出年月日

(商業まちづくり課)

- 五 届出をした者
株式会社マルト
株式会社コメリ

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成三十年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道磐城 棚倉停車場 場線	東白川郡棚倉町大字花 園字沢目八一番二地先 から 同 郡同 町大字花 園字沢目一六六番四地 先まで	変更前	九・六 一五・〇	二二六〇・〇
		変更後	一〇・〇 四五・三	二二六〇・〇

(道路計画課)

公 告

公告第七十七号

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号。以下「条例」という。）第十条の二及び福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）第八条の二第一項の規定に基づき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、県内の全ての市町村の区域の全部において、次に掲げる地域に主たる事務所、事業所等を有する法人の法人県民税及び法人事業税に係るもので、その期限が平成三十年七月五日以降に到来するものについては、その期限を別に知事が定める日まで延長した。

平成三十年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

都道府県名	地 域
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市
山口県	岩国市周東町
広島県	芸郡坂町 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町

(税 務 課)

公告第178号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年8月7日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 N a I (T l) シンチレーション式測定装置及び電離箱式測定装置 計6式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月25日（月）
- (4) 納入場所 二ツ沼局ほか計5か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年9月4日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年9月4日(火)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年8月7日(火)から同年9月4日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙25枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年8月21日(火)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年8月21日(火)午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年9月21日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月20日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : NaI (Tl) Scintillation-type Measuring Apparatus and Ionization Chamber-type Measuring Apparatus 6sets

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 21 September 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 20 September 2018

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 8 月 7 日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
富 樫 健 一	福島県福島市小倉寺字経塚山29番地の8
高 嶋 清 彦	山形県山形市大字平清水40番地8
高 久 健 一	福島県福島市森合字南戸ノ内15番地の1 ヒラボウマンション 県立美術館前403
齋 藤 紀 朗	福島県郡山市咲田二丁目3番6号
須 賀 俊 一	福島県伊達市保原町字四丁目15番地4
齋 藤 健	福島県福島市大森字赤沢73番地の11
小 林 由 佳	福島県福島市三河南町18番1号 ユアコート美海102号室
小 山 暢	福島県福島市大森字下町47番地の11

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成30年8月7日から平成31年3月31日まで

(監 査 総 務 課)